

健康福祉委員会資料

1 平成30年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第81号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する
条例の制定について

平成30年2月22日

消 防 局

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前																												
<p>○川崎市消防手数料条例 平成12年3月24日条例第34号 (略)</p> <p>(用語の意義及び字句の意味)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）、<u>高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）、高压ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）、</u>石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号）、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）及び川崎市火災予防条例（昭和48年川崎市条例第36号。以下「予防条例」という。）で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区分</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可（以下「設置の許可」という。）の申請に対する審査</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">貯蔵所</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除</td> <td>1件につき <u>570,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	(略)		2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可（以下「設置の許可」という。）の申請に対する審査		(略)		貯蔵所		(略)		準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除	1件につき <u>570,000円</u>	<p>○川崎市消防手数料条例 平成12年3月24日条例第34号 (略)</p> <p>(用語の意義及び字句の意味)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号）、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）及び川崎市火災予防条例（昭和48年川崎市条例第36号。以下「予防条例」という。）で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区分</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可（以下「設置の許可」という。）の申請に対する審査</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">貯蔵所</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除</td> <td>1件につき <u>530,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	(略)		2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可（以下「設置の許可」という。）の申請に対する審査		(略)		貯蔵所		(略)		準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除	1件につき <u>530,000円</u>
区分	金額																												
(略)																													
2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可（以下「設置の許可」という。）の申請に対する審査																													
(略)																													
貯蔵所																													
(略)																													
準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除	1件につき <u>570,000円</u>																												
区分	金額																												
(略)																													
2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可（以下「設置の許可」という。）の申請に対する審査																													
(略)																													
貯蔵所																													
(略)																													
準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除	1件につき <u>530,000円</u>																												

改正後			改正前		
く。)			く。)		
特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）			特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）		
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>880,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>830,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,070,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,010,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,200,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,120,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,520,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,420,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,780,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,660,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>4,070,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>3,880,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>5,340,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>5,100,000円</u>

改正後			改正前		
ル未満のもの			ル未満のもの		
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき	<u>6,490,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき	<u>6,290,000円</u>
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所			浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,180,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,130,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,410,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,340,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,580,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,500,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,940,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,830,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>2,260,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>2,140,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>4,550,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>4,350,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>5,820,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>5,570,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき	<u>7,070,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき	<u>6,770,000円</u>

改正後			改正前		
岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所			岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所		
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>5,930,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>5,750,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>7,470,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>7,250,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	1件につき	<u>10,900,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	1件につき	<u>10,700,000円</u>
(略)			(略)		
(略)			(略)		
7 法第11条の2第1項の規定に基づく設置の許可に係る完成検査前検査			7 法第11条の2第1項の規定に基づく設置の許可に係る完成検査前検査		
(略)			(略)		
基礎・地盤検査			基礎・地盤検査		
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>420,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>410,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>560,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>540,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>730,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>700,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>960,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>920,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロ	1件につき	<u>1,090,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロ	1件につき	<u>1,040,000円</u>

改正後			改正前		
リットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所			リットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>1,660,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>1,600,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>1,900,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>1,820,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>2,120,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>2,030,000円</u>
溶接部検査			溶接部検査		
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>530,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>490,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>680,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>630,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>1,030,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>990,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>1,410,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>1,310,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>1,780,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>1,720,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロ	1件につき	<u>3,430,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロ	1件につき	<u>3,320,000円</u>

改正後			改正前		
リットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所			リットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>4,190,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>4,060,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>4,800,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>4,650,000円</u>
岩盤タンク検査			岩盤タンク検査		
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>9,320,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>9,100,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>12,600,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>12,400,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>17,300,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所	1件につき	<u>17,000,000円</u>
(略)			(略)		
9 法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査			9 法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査		
特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）			特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）		
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>320,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>310,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>460,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>430,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロ	1件につき	<u>750,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロ	1件につき	<u>720,000円</u>

改正後			改正前		
リットル以上50,000キロリットル未満のもの			リットル以上50,000キロリットル未満のもの		
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,020,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>960,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,300,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,210,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>3,150,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>2,950,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>3,870,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>3,620,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき	<u>4,460,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき	<u>4,170,000円</u>
岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所			岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所		
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>2,690,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>2,660,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>3,230,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>3,190,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	1件につき	<u>4,830,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	1件につき	<u>4,790,000円</u>
(略)			(略)		
(略)			(略)		
21 高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の					

改正後		改正前	
許可の申請に対する審査			
高压ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者（移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高压ガスの製造をする者を除く。）			
処理容積（圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき	31,000円	
処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき	54,000円	
処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき	68,000円	
処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1件につき	86,000円	
処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備	1件につき	110,000円	
処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1件につき	140,000円	
処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	220,000円	
処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	340,000円	
処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	1件につき	560,000円	
高压ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製			

改正後		改正前	
<u>造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの</u>			
処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき	7,400円	
処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき	11,000円	
処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき	13,000円	
処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1件につき	16,000円	
処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備	1件につき	21,000円	
処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1件につき	27,000円	
処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	44,000円	
処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	60,000円	
処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	75,000円	
処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	1件につき	91,000円	
<u>高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する者</u>			
冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備	1件につき	36,000円	
冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備	1件につき	54,000円	

改正後			改正前		
	冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備	1件につき 68,000円			
	冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備	1件につき 87,000円			
	冷凍能力が3,000トン以上の設備	1件につき 110,000円			
22	<p>高圧ガス保安法第14条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査</p> <p>高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。）</p>				
	変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下同じ。）に比して200立方メートル未満増加する場合	1件につき 26,000円			
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 39,000円			
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 57,000円			
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上	1件につき 61,000円			

改正後		改正前	
25,000立方メートル未満増加する場 合			
変更後の処理容積が変更前の処理容 積に比して25,000立方メートル以上 100,000立方メートル未満増加する場 合	1件につき 69,000円		
変更後の処理容積が変更前の処理容 積に比して100,000立方メートル以上 500,000立方メートル未満増加する場 合	1件につき 93,000円		
変更後の処理容積が変更前の処理容 積に比して500,000立方メートル以上 1,000,000立方メートル未満増加する 場合	1件につき 150,000円		
変更後の処理容積が変更前の処理容 積に比して1,000,000立方メートル以 上10,000,000立方メートル未満増加 する場合	1件につき 220,000円		
変更後の処理容積が変更前の処理容 積に比して10,000,000立方メートル 以上増加する場合	1件につき 370,000円		
その他の場合	1件につき 16,000円		
高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた 者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするも の			
変更後の処理容積が変更前の処理容 積に比して200立方メートル未満増加 する場合	1件につき 5,100円		

改正後		改正前	
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 8,200円		
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 9,200円		
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 12,000円		
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 14,000円		
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 18,000円		
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 31,000円		
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 44,000円		
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000,000立方メートル以上	1件につき 53,000円		

改正後		改正前	
上10,000,000立方メートル未満増加する場合			
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10,000,000立方メートル以上増加する場合	1件につき 65,000円		
その他の場合	1件につき 3,200円		
高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者			
変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下同じ。）に比して100トン未満増加する場合	1件につき 30,000円		
変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合	1件につき 38,000円		
変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合	1件につき 55,000円		
変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合	1件につき 62,000円		
変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して3,000トン以上増加する場合	1件につき 69,000円		

改正後		改正前	
	その他の場合	1 件につき	16,000円
23	高圧ガス保安法第16条第1項の規定に基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	1 件につき	25,000円
24	高圧ガス保安法第19条第1項の規定に基づく第1種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可の申請に対する審査		
	変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合	1 件につき	14,000円
	その他の場合	1 件につき	11,000円
25	高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所の完成検査		
	高圧ガスの製造のための施設	1 件につき	21の項に定める区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円)
	第1種貯蔵所	1 件につき	18,750円
26	高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく高圧ガスの製造の		

改正後		改正前	
ための施設又は第1種貯蔵所の完成検査			
高圧ガスの製造のための施設	1件につき 22の項に定める区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(高圧ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)		
第1種貯蔵所	1件につき 24の項に定める区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額		
27 高圧ガス保安法第22条第1項の規定に基づく輸入をした高圧ガス及びその容器の検査			
容積300立方メートル未満(液化ガスにあつては、質量3トン未満)の高圧ガス	1件につき 13,000円		
容積300立方メートル以上1,000立方メートル未満(液化ガスにあつては、質量3トン以上10トン未満)の高圧ガス	1件につき 21,000円		
容積1,000立方メートル以上(液化ガスにあつては、質量10トン以上)の高圧ガス	1件につき 27,000円		
28 高圧ガス保安法第35条第1項の規定に基づく特定施設の保安検査			

改正後		改正前	
高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。）			
処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき 33,000円		
処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき 60,000円		
処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき 75,000円		
処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1件につき 95,000円		
処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備	1件につき 120,000円		
処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1件につき 150,000円		
処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 250,000円		
処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 370,000円		
処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	1件につき 610,000円		
高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの			
処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき 7,700円		
処理容積が200立方メートル以上	1件につき 12,000円		

改正後		改正前	
1,000立方メートル未満の設備			
処理容積が1,000立方メートル以上			
5,000立方メートル未満の設備	1件につき	15,000円	
処理容積が5,000立方メートル以上			
25,000立方メートル未満の設備	1件につき	20,000円	
処理容積が25,000立方メートル以上			
100,000立方メートル未満の設備	1件につき	22,000円	
処理容積が100,000立方メートル以上			
500,000立方メートル未満の設備	1件につき	31,000円	
処理容積が500,000立方メートル以上			
1,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	47,000円	
処理容積が1,000,000立方メートル以			
上5,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	64,000円	
処理容積が5,000,000立方メートル以			
上10,000,000立方メートル未満の設			
備	1件につき	80,000円	
処理容積が10,000,000立方メートル			
以上の設備	1件につき	95,000円	
高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者			
冷凍能力が20トン以上100トン未満の			
設備	1件につき	42,000円	
冷凍能力が100トン以上300トン未満			
の設備	1件につき	60,000円	
冷凍能力が300トン以上1,000トン未			
満の設備	1件につき	76,000円	
冷凍能力が1,000トン以上3,000トン			
	1件につき	95,000円	

改正後		改正前	
未満の設備			
冷凍能力が3,000トン以上の設備	1件につき 120,000円		
29 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査			
温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器			
内容積500リットル未満のもの	1個につき 6,600円		
内容積500リットル以上1,000リットル未満のもの	1個につき 16,000円		
内容積1,000リットル以上のもの	1個につき 16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた金額		
繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器を除く。）			
内容積1リットル未満のもの	1個につき 150円		
内容積1リットル以上5リットル未満のもの	1個につき 160円		
内容積5リットル以上30リットル未満のもの	1個につき 260円		
内容積30リットル以上150リットル未満のもの	1個につき 320円		
内容積150リットル以上のもの	1個につき 320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた金額		
高強度鋼容器（温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器、			

改正後		改正前	
繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。)			
内容積1リットル未満のもの	1個につき 140円		
内容積1リットル以上5リットル未満のもの	1個につき 160円		
内容積5リットル以上30リットル未満のもの	1個につき 210円		
内容積30リットル以上のもの	1個につき 210円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた金額		
その他の容器			
内容積1リットル未満のもの	1個につき 80円		
内容積1リットル以上5リットル未満のもの	1個につき 110円		
内容積5リットル以上30リットル未満のもの	1個につき 170円		
内容積30リットル以上150リットル未満のもの	1個につき 210円		
内容積150リットル以上500リットル未満のもの	1個につき 800円		
内容積500リットル以上1,000リットル未満のもの	1個につき 7,100円		
内容積1,000リットル以上のもの	1個につき 7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた金額		
30 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第6号の規定に基づく高圧			

改正後		改正前	
ガス保安法第49条の2第1項に規定する附属品検査又は同令第18条第2項第7号の規定に基づく同法第49条の4第1項に規定する附属品再検査			
圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品			
内容積150リットル未満の容器	1個につき 24円		
内容積150リットル以上の容器	1個につき 31円		
その他の容器に装置される附属品			
内容積500リットル未満の容器	1個につき 21円		
内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器	1個につき 540円		
内容積1,000リットル以上の容器	1個につき 1,100円		
31 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第8号の規定に基づく高圧ガス保安法第50条第3項に規定する容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査	1件につき 16,000円		
32 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第54条第2項に規定する容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等	1件につき 1,400円		
33 石油コンビナート等災害防止法第15条第2項の規定に基づく流出油等防止堤又は消火用屋外給水施設の検査		21 石油コンビナート等災害防止法第15条第2項の規定に基づく流出油等防止堤又は消火用屋外給水施設の検査	
流出油等防止堤	1件につき 53,000円に続出油等防止堤の延長が1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増す	流出油等防止堤	1件につき 53,000円に続出油等防止堤の延長が1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増す

改正後			改正前		
		ごとに26,000円を加えた金額			ごとに26,000円を加えた金額
消火用屋外給水施設			消火用屋外給水施設		
消火栓を有し、かつ、貯水槽を有しないもの	1件につき	38,000円に配管の延長が1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増すごとに8,500円を加えた金額	消火栓を有し、かつ、貯水槽を有しないもの	1件につき	38,000円に配管の延長が1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増すごとに8,500円を加えた金額
貯水槽を有し、かつ、消火栓を有しないもの	1件につき	22,000円に貯水槽1基につき4,500円を加えた金額	貯水槽を有し、かつ、消火栓を有しないもの	1件につき	22,000円に貯水槽1基につき4,500円を加えた金額
消火栓及び貯水槽を有するもの	1件につき	46,000円に配管の延長が1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増すごとに8,500円及び貯水槽1基につき4,500円を加えた金額	消火栓及び貯水槽を有するもの	1件につき	46,000円に配管の延長が1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増すごとに8,500円及び貯水槽1基につき4,500円を加えた金額
34 確認試験			22 確認試験		
第1類の危険物	燃焼試験	1件につき 67,900円	第1類の危険物	燃焼試験	1件につき 67,900円
	落球式打撃感度試験	1件につき 63,000円		落球式打撃感度試験	1件につき 63,000円
	大量燃焼試験	1件につき 64,700円		大量燃焼試験	1件につき 64,700円
第2類の危険物	小ガス炎着火試験	1件につき 21,800円	第2類の危険物	小ガス炎着火試験	1件につき 21,800円
	引火点測定試験	1件につき 32,700円		引火点測定試験	1件につき 32,700円
第3類の危険物	自然発火性試験	1件につき 36,300円	第3類の危険物	自然発火性試験	1件につき 36,300円
	水との反応性試験	1件につき 64,000円		水との反応性試験	1件につき 64,000円
第4類の危険物	引火点測定試験	1件につき 32,700円	第4類の危険物	引火点測定試験	1件につき 32,700円

改正後				改正前			
	動粘度測定試験	1 件につき	16,300円		動粘度測定試験	1 件につき	16,300円
	燃焼点測定試験	1 件につき	32,600円		燃焼点測定試験	1 件につき	32,600円
	沸点測定試験	1 件につき	14,600円		沸点測定試験	1 件につき	14,600円
	発火点測定試験	1 件につき	27,500円		発火点測定試験	1 件につき	27,500円
	可燃性液体量測定 試験	1 件につき	75,900円		可燃性液体量測定 試験	1 件につき	75,900円
	液状確認試験	1 件につき	20,500円		液状確認試験	1 件につき	20,500円
第 5 類の危険物	熱分析試験	1 件につき	129,900円	第 5 類の危険物	熱分析試験	1 件につき	129,900円
	圧力容器試験	1 件につき	93,200円		圧力容器試験	1 件につき	93,200円
第 6 類の危険物	燃焼試験	1 件につき	67,600円	第 6 類の危険物	燃焼試験	1 件につき	67,600円
35 予防条例第65条第 2 項の規定に基づく水張検査又は水圧検査				23 予防条例第65条第 2 項の規定に基づく水張検査又は水圧検査			
	水張検査	1 件につき 7 の項に定め る水張検査の区分に応じ、そ れぞれ当該手数料の金額と 同一の金額			水張検査	1 件につき 7 の項に定め る水張検査の区分に応じ、そ れぞれ当該手数料の金額と 同一の金額	
	水圧検査	1 件につき 7 の項に定め る水圧検査の区分に応じ、そ れぞれ当該手数料の金額と 同一の金額			水圧検査	1 件につき 7 の項に定め る水圧検査の区分に応じ、そ れぞれ当該手数料の金額と 同一の金額	
36	消防事務に係る証明書の交付	1 件につき	300円	24	消防事務に係る証明書の交付	1 件につき	300円